

環境省事業のサンゴ被度等による重要海域について

1. 重要海域の定義（「石西礁湖自然再生マスタープラン」より）

◆保存区

サンゴ群集が長期間良好な状態で維持されており、サンゴ幼生の供給源としてサンゴ再生産に寄与する海域、あるいは固有性の高いサンゴ群集が分布している海域等、生物学的重要性を有する海域で攪乱がない、あるいは攪乱を受ける可能性が低い海域。

◆再生区

サンゴ礁生態系の健全性が損なわれており、サンゴ群集の修復を進めるべき海域。

2. 重要海域における取組方針

◆保存区

- ・ 生息状況、環境条件等モニタリング

また、保存区としての機能を維持するのに支障が発見された場合、以下の対策を行う。

- ・ 攪乱要因の軽減（オニヒトデ駆除、サンゴ礫対策、陸域対策との連携など）
- ・ 海域適正利用への調整（利用調整、ルールづくりの推進など）

◆再生区

- ・ サンゴ群集の修復（有性生殖法による移植、技術確立や新たな手法の検討など）
- ・ 好的環境の創出（サンゴ礫対策など）
- ・ 攪乱要因の軽減（オニヒトデ駆除、サンゴ礫対策、陸域対策との連携など）
- ・ 海域適正利用への調整（利用調整、ルールづくりの推進など）

3. 選定要件（第21回支援専門委員会（平成23年度）にて変更。）

考え方：サンゴの再生産に寄与する海域の保全・再生を優先に取組むため、礁湖全体の生態系の自然の回復力を手助けするために最も効果的であると考えられる箇所を選定。

選定箇所：石西礁湖のみならず石垣島及び西表島全体

選定要件：石西礁湖のサンゴ礁の回復に貢献する場所として、サンゴ群集の生息状況のみを選定要件とする（詳細は、裏面のとおり。）。

※これ以前の選定要件は、「サンゴ群集の生息状況、生育環境、取り巻く社会状況」

4. 現行の重要海域（第17回石西礁湖自然再生協議会（平成24年度）にて承認。）

資料4のとおり

◆重要海域の選定要件（第 21 回支援専門委員会（平成 23 年度）～）

保存区

① i) または ii) に該当する海域であって②または③のいずれかに該当する海域とする。

| 要件 | |
|----|-----------------------|
| ① | サンゴ再生産に寄与する海域 |
| | i) サンゴ幼生を供給する量が多かった海域 |
| | ii) 石西礁湖内幼生残留率が高い海域 |

| 指標 | | |
|----|------------|----------|
| ア) | サンゴ被度 | 50%以上 |
| イ) | 成熟群体相対密度 | 4 群体/分以上 |
| ウ) | 石西礁湖内幼生残留率 | 50%以上 |

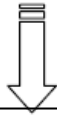


過去 10 年間に於いて、アで連続 3 年以上の評価高の状態があり、現在も評価高の状態。
かつイまたはウで評価高に該当する海域。

| 要件 | |
|----|----------------------------|
| ② | サンゴ群集の優占種の安定的な幼生供給がされていた海域 |
| ③ | サンゴ群集の回復速度が速かった海域 |

| 指標 | | |
|----|---------|-----------------------------|
| エ) | 幼生定着量 | 10 個/100c m ² 以上 |
| オ) | 新規加入個体数 | 5 群体/m ² 以上 |
| カ) | サンゴ被度増口 | 10%/年以上 |

注) 過去 10 年間で最低被度の状態から 3 年後までの回復速度



エ、オ、カのいずれかが評価高の状態であった海域

保存区として選定

再生区

① i) 及び ii) に該当する海域であって②又は③のいずれかに該当する海域とする。

| 要件 | |
|----|-----------------------|
| ① | サンゴ再生産に寄与する海域 |
| | i) サンゴ幼生を供給する量が多かった海域 |
| | ii) 石西礁湖内幼生残留率が高い海域 |

| 指標 | | |
|----|------------|----------|
| ア) | サンゴ被度 | 50%以上 |
| イ) | 成熟群体相対密度 | 4 群体/分以上 |
| ウ) | 石西礁湖内幼生残留率 | 50%以上 |



過去 10 年間に於いて、アで連続 3 年以上の評価高の状態があり、現在は評価低である。
かつ、過去にイに該当し、ウでも評価高に該当する海域（データが無い場合はウのみで先行的に評価）

再生区として選定